## 執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制 定 昭 28 . 4 . 1 条例 35 最近改定 平 12 . 4 . 1 条例 17

## (設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、 次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任事務
市長	大阪市大規模小売 店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法に基づき設置される大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に関する事項についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

## (委 任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、 その附属機関の属する執行機関が定める。